

— 学習とその評価について —

- 1 学校で履修することを定めてある科目、及び選択した科目の授業には常に出席して学習目標を達成するよう努力しなければならない。
- 2 各学期の学習成績については以下の通りとする。
各学期の成績評定は、観点別評価を基に 5 段階評定によって行う。
学年末の評定で「1」と評定された科目は単位修得が認められない。
ただし、第 3 学年 2 学期の 5 段階評定は、1 学期と 2 学期を通しての総合評定とする。
- 3 評価評定は次項の評価を総合して公平に行う。
「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点の達成度に準じた観点別評価
- 4 授業開始後 15 分以上の遅刻は欠席とする。授業終了の 15 分以上前に退席した場合も同様に欠席とする。
- 5 履修が認められない場合、あるいは単位修得が認められない場合は進級・卒業できないことがある。
- 6 進級・卒業の認定
 - (1)履修・単位修得・進級・卒業の認定
履修・単位修得・進級・卒業の認定は成績会議または進級・卒業認定会議を経て校長が行う。
 - (2)履修の認定
所定の科目の単位数に相当する授業(法定時数:35×単位数)を受け学年末においてその科目の欠課時数が法定時数の 4 分の 1 を越えないときは、その科目を履修したものとし、履修を認定する。
 - (3)単位修得の認定 単位の修得
 - ア 履修が認定されている科目の学習成果が、その目標からみて満足できると認められる場合には、学年末にその科目の単位を修得したと認定する。
 - イ 単位修得が認定された科目は、目標到達度の度合いに応じて、評定値「2」、「3」、「4」、「5」でその科目の学習成果を評価するものとする。
 - (4)進級・卒業の認定 次のすべての条件を満たしている場合は進級・卒業を認定するものとする。
 - ア 欠席日数が年間の出席すべき日数の 4 分の 1 を越えないこと。
 - イ すべての科目の履修が認定されていること。
 - ウ 第 1・2 学年で単位修得の認定されない科目が累計 2 科目以下であること。
 - エ 卒業単位数が下記の所定単位数に達していること。
1・2・3 年累計して 81 単位以上
 - オ 特別活動の成果がその目標に照らして満足できると認められること。

— 奨学金制度 —

- ・東京都育英資金の申込みは 4 月。(学校経由)
- ・家計急変の場合は随時申込み可。
- その他、交通遺児育英会等の制度もあります。